TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書

(発議第1号・原案否決)

TPP(環太平洋パートナーシップ)協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2900ページとされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなどきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりに拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5ヶ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

よって、このような問題が多い、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月11日

青森県議会

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

(発議第2号・原案可決)

青森県議会委員会条例(昭和三十一年九月青森県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画委員会の項を次のように改める。

総務企画危機管理委	総務部、企画政策部、危機管理局、出納局、	八人
員会	選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び	
	議会事務局の所管に属する事項並びに他の	
	常任委員会の所管に属しない事項	

附則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県議会委員会条例第二条に規定する総務企画委員会の委員として選任された者は、改正後の青 森県議会委員会条例第二条に規定する総務企画危機管理委員会の委員として選任された者とみなす。

提案理由

青森県部等設置条例の改正に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を改めるため提案するものである。

北朝鮮による日本人拉致問題の 完全解決を求める意見書

(発議第3号・原案可決)

北朝鮮による核実験と長距離弾道ミサイルの発射が強行された。 これらの度重なる暴挙は、北東アジア地域と国際社会の平和と 安全を著しく損なう挑発行為であり、断じて容認することはでき ない。

政府は今回、新たな制裁措置として、再入国禁止の対象を核・ミサイル技術者に拡大したほか、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止などの日本独自の制裁措置を決定したところ、北朝鮮はストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者らに関する全面的な再調査の中止と特別調査委員会の解体を表明した。

これまでも北朝鮮は調査報告を全く実行してこなかったが、今こそ政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。また、日本独自の制裁措置を具体的な成果につなげるよう、厳しい態度を持って実行に移さなければならない。

よって国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、 関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を 踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、さらなる 強い制裁を含むあらゆる手段を講じて日本人拉致問題の完全解決 のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月23日